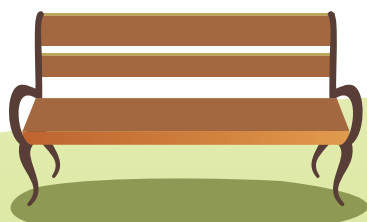


第5期

沖縄県 食品の安全安心推進計画

令和7年度～令和11年度

概要版



令和7年4月



第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の概要について

●策定の趣旨

沖縄県では、平成19年度に「沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例」を施行し、食品の安全安心確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成21年度から「沖縄県食品の安全安心推進計画（以下、「推進計画」という。）を策定しています。

これまで、「第1期推進計画」（平成21年度～平成23年度）、「第2期推進計画」（平成24年度～平成26年度）、「第3期推進計画」（平成27年度～令和元年度）、「第4期推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定して、全庁的に取り組んできたところです。

今般、これまでの基本的な考え方は継承しつつ新たな課題を踏まえて、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする「第5期推進計画」を策定しました。

●基本理念

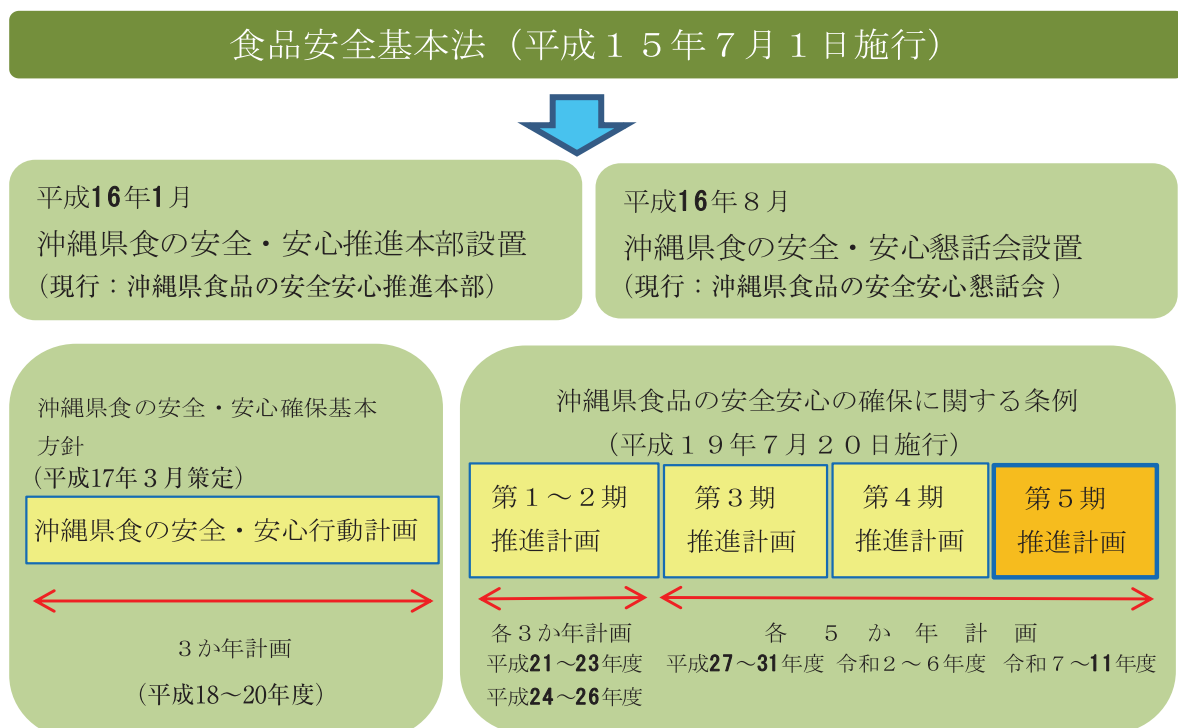
1 生産から消費に至る各段階での食品の安全性及び安心感の確保

県民の健康の保護が最も重要という基本的認識の下、農林水産物の生産から食品の販売・消費に至る一連の食品供給行程の各段階において、科学的知見に基づいた食品の安全性及び食品に対する安心感を確保します。

2 正しく分かりやすい情報提供の促進

行政機関、研究機関や食品関連事業者からの情報や監視指導結果、各種調査結果等の情報を含めた、幅広い情報についてホームページ等を活用し、県民に分かりやすく提供するように努めます。

●沖縄県における食品の安全安心に関する計画の策定経過



安全安心確保に関する推進体制

- 副知事を本部長とし、関係部局長等で構成する「沖縄県食品の安全安心推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置して、全庁的に取り組みます。
- 消費者、生産者、流通業者、食品営業者、学識経験者で構成する「沖縄県食品の安全安心懇話会」から意見を聴取し、施策に反映します。
- 第5期推進計画に基づく施策の実施状況を毎年度検証し、公表します。



沖縄県食品の安全安心推進本部会議



沖縄県食品の安全安心懇話会

第5期沖縄県食品の安全安心推進計画の概要について

- 食に対する安心を得るためには、科学的な根拠に基づいた食品の安全性が確保されていることに加えて、そのことに対する信頼の確立が必要になります。

そのため県では、食品への安心感を定着させるために次の2つの施策目標を掲げて、各基本施策を推進します。

目標設定の考え方

安全性の確保 + 信頼の確立 → 安心感の定着

施策目標Ⅰ 安全安心な食品の確保

生産から流通、消費に至る各段階において、適切な安全管理や危機管理上の措置等を講じ、科学的知見に基づいた総合的な対策が実施できる具体的な施策を推進し、安全安心な食品を確保します。

施策としては、「施策1 生産・出荷段階における安全安心の確保」、「施策2 製造・加工・調理・流通・販売・消費段階における安全安心の確保」、「施策3 食品の安全安心確保のための体制の充実」の3施策とします。

施策目標Ⅱ 食品に対する安心感の提供

県民が食品の安全性について理解を深め、食品を正しく選択し利用できるように、食品の安全性に関する情報を正確で分かりやすく提供し、食品に対する安心感の定着を目指します。

また、県産食品の安全性を確保し、地産地消、優良県産品の推奨を行います。

施策としては、「施策4 食品の安全安心に関する理解促進」、「施策5 安全安心な県産食品の推奨」、「施策6 食品の安全安心に関する情報の提供、公開、意見交換の推進」の3施策とします。

- 施策目標Ⅰで42項目、施策目標Ⅱで10項目、合計52項目の取り組みを実施していきます。

